



(3) 県負担・補助率の考え方

国 10 / 10

国が指定する病害虫の調査に要する備品購入費として国が負担

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
備品購入費	889	サーマルサイクラー(1台)、ゲル撮影装置(1台)
合計	889	

決定額の考え方

--

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

植物防疫法第16条の7(侵入調査事業)、第31条(都道府県の発生予察事業)、第32条(病害虫防除所)

(2) 国・他県の状況

植物防疫法の改正に伴い、国が都道府県への植物防疫事業交付金の割当額が増額

(3) 後年度の財政負担

・アプリ利用料、通信費等の維持管理費(植物防疫交付金(国 10 / 10))

(4) 事業主体及びその妥当性

植物防疫法に基づき、都道府県は侵入調査事業に協力しなければならない。また、都道府県は発生予察事業を行うものとされており、妥当である。

# 事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

発生予察事業は、病虫害の発消長、環境条件（地域、気象）、農作物の生育状況等の様々な調査データに基づいて行う必要があることから、県下各地の巡回調査を定期的実施することで多くの調査データを集積し、より高精度な発生予察情報（病虫害情報、注意報等）を農業生産現場へ提供することで、的確かつ効率的な防除の推進を図る。侵入調査事業は、国内で未発生もしくは国内の一部で発生している病虫害が県内に侵入していないかを調査する必要があり、継続的な巡回調査を実施することで、対象となる病虫害が本県に侵入した場合においても農業被害拡大防止に向けた早期発見・対応を図る。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	R2年度	R3年度	R4年度	終期目標	達成率
	(R)	実績	目標	目標	(R)	
①						

### ○指標を設定することができない場合の理由

病虫害発生予察事業及び侵入調査事業は植物防疫法に基づき実施しているため。

### （これまでの取組内容と成果）

令和2年度	<p>県下各地域の巡回調査等により病虫害発生データを集積し、高精度な発生予察を行い、発生予察情報を生産現場に提供した。</p> <p>発生予察精度の向上に必要な調査研究等を実施することにより、よりの確で効率的な防除が実施された。</p> <p>○病虫害発生予察情報（R2） 県情報7回、地域情報16回、注意報7回、特殊報6回</p>
令和3年度	<p>・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）</p> <p>県下各地域の巡回調査等により病虫害発生データを集積し、高精度な発生予察を行い、発生予察情報を生産現場に提供した。</p> <p>○病虫害発生予察情報（R3） 県情報7回、地域情報16回、注意報7回、特殊報4回</p> <p>・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p>
令和4年度	<p style="color: red;">令和6年度当初予算にて追加</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p>

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<p>・ <b>事業の必要性</b> (社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)  <small>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</small></p>	
(評価) 2	農薬の効率的な利用を推進するためには、病虫害の発生予察情報が必要である。
<p>・ <b>事業の有効性</b> (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)  <small>3：期待以上の成果あり                  2：期待どおりの成果あり                  1：期待どおりの成果が得られていない                  0：ほとんど成果が得られていない</small></p>	
(評価) 2	平成18年度の食品衛生法改正により残留農薬基準が厳格化されて以降、現在まで基準値違反は発生していない。
<p>・ <b>事業の効率性</b> (事業の実施方法の効率化は図られているか)  <small>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</small></p>	
(評価) 1	調査地点や調査手法の見直し等により、効率的な事業実施に努めている。

### (今後の課題)

<p>・ <b>事業が直面する課題や改善が必要な事項</b>                  病虫害防除所職員が減少傾向にあるものの、植物防疫法の一部改正により詳細な発生予察調査が求められる指定病虫害の数が増加、海外飛来性害虫及び侵入病虫害の発生により調査回数の増加等の課題がある。そのため、病虫害発生予察情報の充実を図るため、病虫害防除所職員の人員を確保するとともに、対象病虫害の予察手法等の点検を行い、病虫害防除指導のための情報提供の充実を図る必要がある。</p>
---

### (次年度の方向性)

<p>・ <b>継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</b>                  県産農産物の安全性確保と信頼性向上のため、病虫害発生予察情報の的確な提供、適切な防除方法の継続的な情報発信が必要である。                  令和5年度から植物防疫法の一部改正により、調査対象となる病虫害の数が増加するため、調査方法の効率化が重要となる。また、海外飛来性害虫等の重大な被害を及ぼす病虫害に対応し、速やかな情報発信が可能な体制とする。</p>
--

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	<p>病虫害防除員報償費、病虫害防除員活動費 【農産園芸課】</p>
<p>組み合わせる理由 や期待する効果 など</p>	<p>病虫害防除員とともに発生予察事業及び侵入調査事業を実施する。</p>